第８回　山梨県
地域年金事業運営調整会議

日本年金機構
Japan Pension Service

令和２年１１月

竜王年金事務所・甲府年金事務所・大月年金事務所
（山梨県代表年金事務所）

１．地域年金展開事業の概要　３Ｐ

２．令和元年度事業実施結果（平成３１年4月～令和２年3月)　５Ｐ

３．令和元年度　各拠点での取組事例等　１０Ｐ

４．コロナ禍における地域年金展開事業の取組　２０Ｐ

5．前回の会議で出た意見及び課題への対応　２１Ｐ

６．令和２年度下期の事業計画（案）　２２Ｐ

１．地域年金展開事業の概要（1/2）

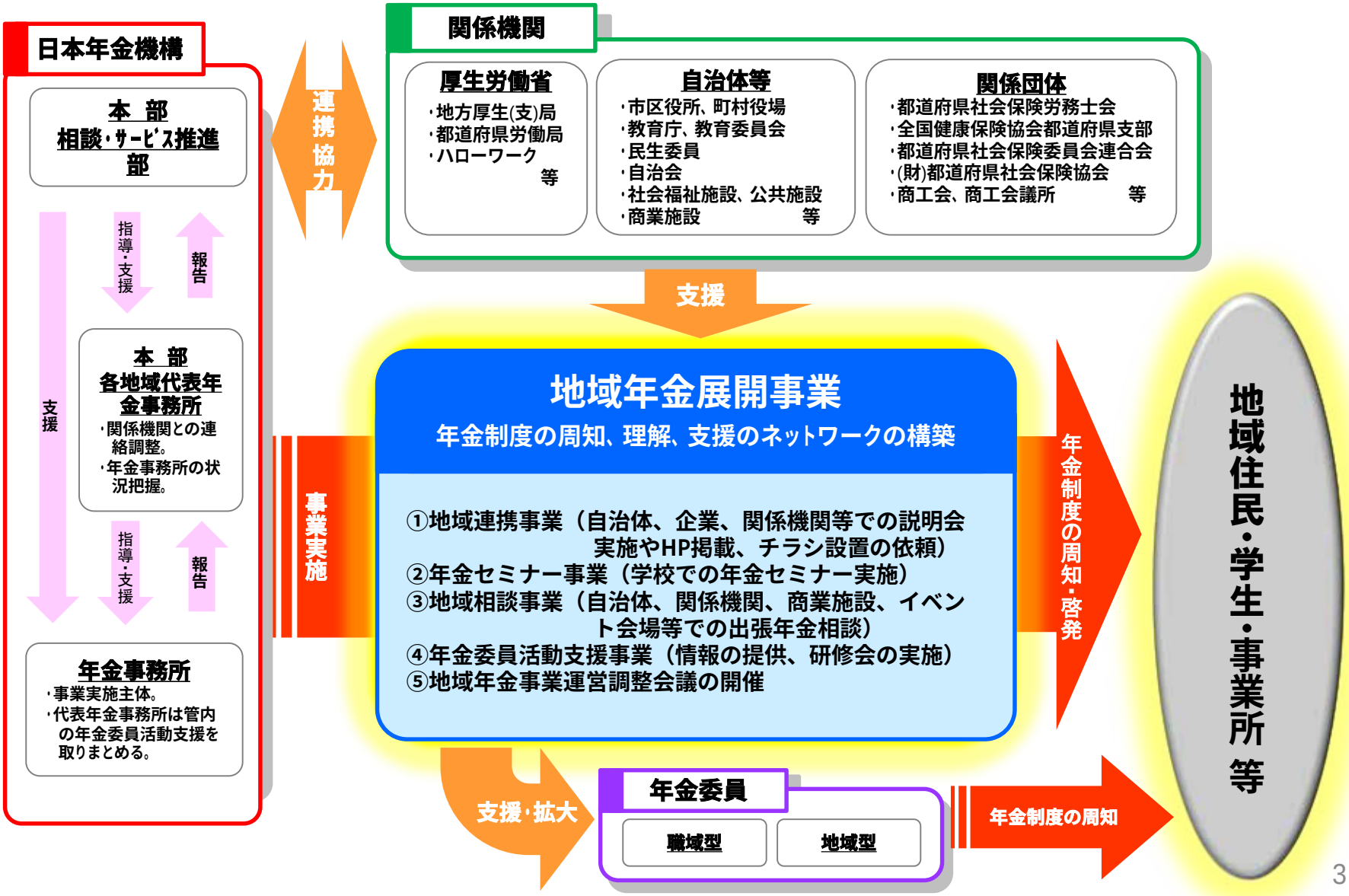

１．地域年金展開事業の概要（2/2）

地域年金展開事業の主な取組

◆公的年金制度の普及・啓発や国民年金保険料収納の向上等のため、関係機関との連携協力のもと『年金制度説明会』や『年金セミナー』、『出張年金相談』等を実施します。

◆また、日本年金機構が取り組む公的年金制度の普及・啓発活動について、都道府県ごとに関係者や有識者からなる『地域年金事業運営調整会議』を開催し、事業推進の意見や助言を伺います。

◆なお、今年度は新型コロナウイルス感染防止に配慮した取組を実施しています。

	《本来の取組内容》	《コロナ禍での取組内容》
地域連携事業	・職員が自治体や民間企業、関係団体等に出向き、事務担当者や従業員向けの年金制度説明会を実施。 ・市区役所・町村役場の広報誌や行事等を通じ年金制度や日本年金機構が行う事業の周知、ポスター・チラシの掲示や設置、配付の依頼等。	アプローチは原則、電話・文書とし、相手先より要請があった場合に限り、感染防止対策を講じ対面形式で実施。 年金制度説明会や年金セミナーの実施は非対面形式を基本とし、相手先の感染防止対策の徹底が可能な場合に限り対面形式で行う。
年金セミナー事業	職員が、大学や専門学校、高校等に出向き、学生・生徒向けの年金セミナーを実施。大学での年金相談や学生納付特例制度の申請窓口の開設や、パンフレットの掲示や設置、配付の依頼等。	
地域相談事業	年金事務所から遠方の地域住民や利便性などのニーズに応えるため、市区役所・町村役場や大規模商業施設、イベント会場等で、出張年金相談や免除申請窓口を開設。	地域状況を鑑み相手先より要請があった場合に限り、感染防止対策を講じ対面形式で実施。
年金委員活動支援事業	年金委員を対象とした研修会の開催や、各種冊子・チラシ等、活動に役立つ情報を提供。	原則、電話・文書による活動。対面による場合は感染防止対策を徹底。
地域年金事業運営調整会議	公的年金制度の普及・啓発等についての検討や年金事務所が行う事業への意見・助言を行うため、学識経験者や関係機関等を委員として都道府県単位に設置。	原則、書面開催とし、委員に文書（資料）を送付する。

２．令和元年度事業実施結果（1/５）

事業名	実施した事項	課題等
地域連携事業	**①教育機関等へのポスターの掲示やリーフレットの配布の協力依頼** →「わたしと年金」エッセイ募集のポスターの掲示とリーフレット配布の協力を県内全中学、全高校、全大学、全専門学校及び各公共団体に依頼しました。 応募した教育機関へ感謝状授与　１校（令和２年１月） **②ハローワークにおける雇用保険受給者説明会** →ハローワークの協力を得て雇用保険受給者向けに国民年金の加入手続きや保険料の免除制度の説明会を行っています。 年間１９５回、参加者数　延べ６，２１９人（前年　２１４回実施） **③企業等における年金制度説明会** →厚生年金保険適用事業所等の協力を得て、企業等への制度説明会に積極的に取り組みました。（内容　　新規採用者向け･定年退 職層向け･事務 手続き等） 年間１５回，参加者数　延べ６５４人（前年１１回実施） **④関係機関等による周知･啓発** →関係機関のご協力により、年金制度に関する記事を掲載いただきました。 県内市町村、　山梨社会保険協会、山梨県年金委員会連合会、山梨県労働局、山梨県社会保険労務士会、総務省行政評価事務所等	【課　題】 新型コロナウイルスの感染拡大による影響で令和２年度以降は、感染防止対策を十分に講じた上で取り組む必要がある。 【対応策】 当面の日本年金機構における年金制度説明会の実施方針は次のとおりです。 ◯年金制度説明会は、事業所等から開催要請があり、当該機関のテレビ会議システム等を活用した非対面型の実施や、当該機関等における感染防止対策の徹底が可能な場合に限り開催が可能。

2．令和元年度事業実施結果（2/5）

事業名	実施した事項	課題等
年金セミナー事業	**①教育機関における年金セミナーの実施** →令和元年度末は新型コロナウイルス感染拡大防止による影響から、取組みを中止していたものの、管内の大学、短期大学、専門学校、特別支援学校および高等学校等を対象に、通期で前年度以上の４０回（前年比８％増加）、延べ４，７２９人の学生･生徒へ年金セミナーを実施しました。（令和２年３月にコロナ感染症の影響を受けて、２校が開催中止となりました。） 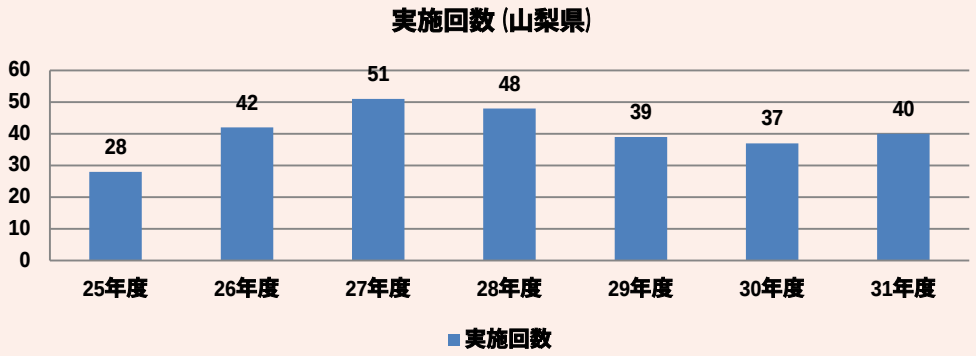 →年金セミナー実施の効果 ○ 年金セミナーアンケート結果 年金のイメージにおける『まあ良い』以上の評価の状況について 年金セミナー実施前は４２．４％でしたが、年金セミナー実施後は８８．３％に向上しました。	【課　題】 新型コロナウイルスの感染拡大による影響から令和２年度以降は、感染防止対策を十分に講じた上で取り組む必要がある。 【対応策】 当面の日本年金機構における年金セミナー実施方針は次のとおりです。 ◯年金セミナーは、教育機関等から開催要請があり、当該機関のテレビ会議システム等を活用した非対面型の実施や、当該機関等における感染防止対策の徹底が可能な場合に限り開催が可能。 ◯一般的なセミナー動画を作成し、活用する。

2．令和元年度事業実施結果（３/５）

<table>
<tr><th>事業名</th><th>実施した事項</th><th>課題等</th></tr>
<tr>
<td>年金セミナー事業</td>
<td>
②年金セミナーの開催拡大に向けた取組み
→年金セミナーのアプローチ実施状況
管内の大学、短期大学、専門学校、高等学校等を対象に、延べ１６回実施しました。
（前年度開催実績のある教育機関、地域年金推進員の紹介を中心に実施しています。）
→講師の育成の取組み
年金セミナー講師となる若手職員を育成するため、地域代表事務所へ講師養成講座を依頼し「年金セミナースキルアップ研修」を実施しました。研修は、参加者の講師経験に合わせて、2回（令和元年12月　初級研修令和2年1月　中級研修）実施しました
＜カリキュラム＞
<table>
<tr><th></th><th>初級研修（令和元年１２月）</th><th>中級研修（令和２年１月）</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>講師経験が０～２回程度</td><td>講師経験が３回以上</td></tr>
<tr><td>カリキュラム</td><td>●年金セミナー実施の意義
●プレゼンテーションスキルの基本
●グループワーク</td><td>●顧客満足度の高い年金セミナー実施のために
●日本の財政について考える
●公的年金保険制度と若者の納得
●グループワーク</td></tr>
</table>
→地域年金推進員の支援による取組み
地域年金推進員（県立高等学校関係者のOB）による勧奨が効果的に実施されるよう、代表年金事務所が定期的にフォローアップし、管内の公立高校を対象に具体的な勧奨計画を策定し取組みました。
</td>
<td>
【課　題】
講師のプレゼンテーションスキルにばらつきがあること、学校側のニーズの多様化により、教育機関の求める年金セミナーと実際の年金セミナーにミスマッチが生じる場合がある。

【対応策】
令和元年度は、若手職員を対象に標準的な年金セミナーが可能となるよう、プレゼンテーションスキルの基本等を学ぶ研修を２回実施した。
また、教育機関の様々要望に対応するために新たな年金セミナー教材の開発を行い、機構本部の審査を受けているところです。
現場の教師の方々からの授業形式の要望にも応えられるよう、講義方法等も検討していきます。
</td>
</tr>
</table>

２．令和元年度事業実施結果（４/５）

事業名	実施した事項	課題等
地域相談事業	**①出張年金相談会･納付相談会の実施** →地域におけるイベント開催時における一般相談について実施しました。 →大学構内に会場を設営し、学生納付特例の案内や納付相談を実施しました。 →休日開所の機会において、納付相談会を開催しました。 実施回数　　６回（前年６回実施） **②遠隔地における出張相談会の実施** →市区町村のご協力で会場を借用し、年金事務所へ容易に相談に行けない地域を対象とした個別相談を実施しました。 実施回数４８回　相談者数６１５人　（前年５６８人） **③関係機関･関係団体の主催する街頭相談への職員派遣** →社会保険労務士会･労働局･行政評価事務所等の主催する一日相談会へ地区ごとに年金事務所職員を派遣しました。 実施回数５回　（前年　５回実施） **④地域のイベントや各相談会の開催時における年金制度の広報活動** →上記の①～③の相談会の他、地域の市民祭り等のイベント開催時にリーフレットやチラシを配布する広報活動に取り組みました。（計２日、約２，０００枚配布、相談者数６３名） ※11/16～11/17「県民の日記念行事」における出張年金相談会	【課　題】 平成30度より1回当たりの参加人数は増加したものの、相談会実施時における相談者数が想定どおりに集まらない。 【改善策】 引き続き、開催広報を積極的に実施することで集客数を増やすとともに、想定以上の集客となった場合の対応についても事前に打ち合わせを実施しておく。 また、予約相談を導入できるか等、開催準備の仕組みを検討していく。

２．令和元年度事業実施結果（5/５）

事業名	実施した事項	課題等
年金委員活動支援事業	**①年金委員表彰状伝達式** →事業功績のあった年金委員７名に表彰状を授与しました。 厚生労働大臣表彰　　１名 日本年金機構理事長表彰　２名 日本年金機構理事表彰　　4名 **②年金委員研修会** →情報や知識を共有し、年金委員の活動を支援するため、研修会を開催しました。 実施回数　１回実施　参加者数　１６７人　（前年７回実施） ※令和２年３月に予定していた研修会（6回実施予定）はコロナ感染症の影響により中止。 **③年金委員との連絡会等** →職域型年金委員 年金委員会各支部おける会議等において意見交換を実施しました。 実施回数　４回　参加者数　延べ６６人 →地域型年金委員 所属するエリアや管轄の年金事務所にて地域型年金委員連絡会を開催しました。 実施回数　１回、参加者数　１９人 **④年金委員数（令和元年度末）** 職域型年金委員　　１，２２１人　（平成30年度末　１，２１４人） 地域型年金委員　　４０人（　平成30年度末　４１人　） **⑤地域型年金委員向け情報提供誌の発行** 地域型年金委員に対して定期的な情報提供を行うため、令和2年1月から３カ月ごとに情報提供誌を発行しています	[課　題] 研修会等の開催数が昨年度より低下している。 [対応策] 令和2年度上期は新型コロナウイルス感染拡大による影響により対面による連絡会は中止とする。令和2年度は、地域型年金委員向け広報誌の発行に注力し、定期的な情報提供に取り組むこととする。

３．令和元年度　各拠点での取組事例等（１/１０）

○ 地域型年金委員向け情報提供誌『年金委員通信』の発行について

１　発行の目的

○　地域型年金委員は、個人で協力していただいている方も多く、地域住民に対して活動していただくためには、年金事務所から年金委員に対して積極的に働きかけ、両者で協力連携する必要があります。

○　そのため、地域型年金委員が円滑に活動することができるよう、令和元年度より、年金に関する情報や地域型年金委員に協力をお願いしたい内容等を定期的にお知らせする情報提供誌を発行することとしました。

２　発行概要

（１）発行開始月
　令和２年１月（発行日は毎号１５日（祝祭日の場合は、翌営業日））
（２）発行回数
　年間４回を予定（４、７、１０、１月）
（３）これまでの主な掲載記事

掲載記事	令和２年１月号	令和２年４月号	令和２年７月号
ねんきんトピックス	年金生活者支援給付金の概要	令和2年度年金額の改定について	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う国民年金保険料免除等の臨時特例措置について
ねんきんミニ講座	・繰下げ受給について ・20歳になる方の国民年金加入手続きについて	国民年金第3号被保険者の国内居住要件の追加について	60代前半の在職老齢年金について
各地域における活動	年金委員表彰状伝達式及び研修会の開催	地域型年金委員会研修会について	千葉県の出張年金相談について

＜誌面イメージ＞

３．各拠点での取組事例等（２/１０）

○ 地域連携事業

・教育機関等へのポスターの掲示やリーフレットの配布の協力依頼

「わたしと年金」エッセイ募集のポスターの掲示とリーフレット配布の協力を山梨県内全中学、全高校、全大学、全専門学校及び各公共団体に依頼しました。

・応募頂きました教育機関へ感謝状授与

応募に対する感謝表明と来年度以降の応募に繋げるため感謝状の授与を行いました。

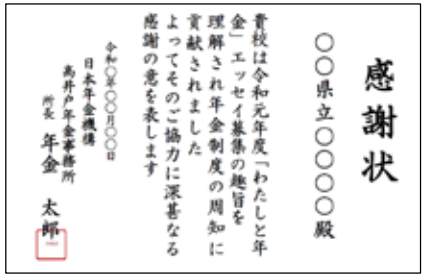

感謝状

○○県立○○○○○殿

貴校は令和元年度「わたしと年金」エッセイ募集の趣旨を理解され年金制度の周知に貢献されましたよってそのご協力に深甚なる感謝の意を表します

令和○年○月○日

日本年金機構
高井戸年金事務所
所長　年金　太郎

授与式の風景（英和高校）

３．各拠点での取組事例等（３/１０）

○ 地域連携事業

・ハローワークにおける雇用保険受給者説明会

各年金事務所では、公共職業安定所（ハローワーク）の協力を得て、雇用保険受給者向けの説明会を実施しています。退職（失業）者向けに国民年金の加入手続きや国民年金保険料の免除制度の説明を行うとともに、加入や免除申請の書類受付も行っております。

事務所	実施回数	参加者数
甲　府	５９　回 前年　７１回	３，０９１人 ３，５９９人
竜　王	５６　回 前年　５９回	１，９３１人 １，６４７人
大　月	８０　回 前年　８４回	１，１９７人 １，３１２人

令和２年3月の説明会は、新型コロナウィルス感染症の影響を受けて、開催中止となりました。

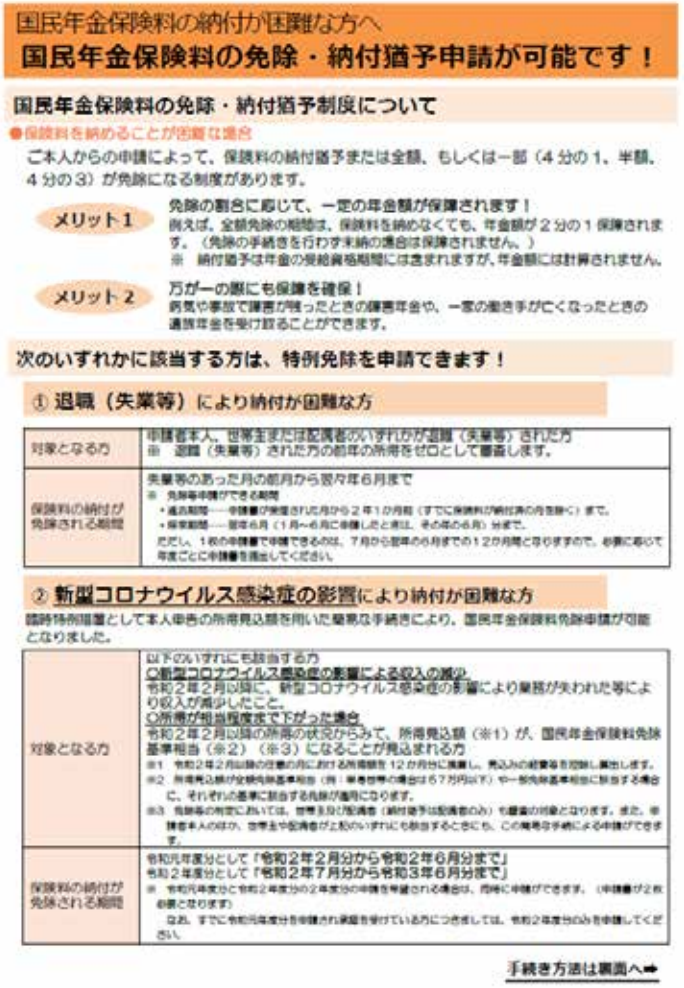

国民年金保険料の納付が困難な方へ

国民年金保険料の免除・納付猶予申請が可能です！

国民年金保険料の免除・納付猶予制度について

●保険料を納めることが困難な場合

ご本人からの申請によって、保険料の納付猶予または全額、もしくは一部（４分の１、半額、４分の３）が免除になる制度があります。

メリット１　免除の割合に応じて、一定の年金額が保障されます！
例えば、全額免除の期間は、保険料を納めなくても、年金額が２分の１保障されます。（免除の手続きを行わず未納の場合は保障されません。）
※　納付猶予は年金の受給資格期間には含まれますが、年金額には計算されません。

メリット２　万が一の際にも保障を確保！
病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金を受け取ることができます。

次のいずれかに該当する方は、特例免除を申請できます！

① 退職（失業等）により納付が困難な方

対象となる方	申請者本人、世帯主または配偶者のいずれかが退職（失業等）された方 ※　退職（失業等）された方の前年の所得を０円として審査します。
保険料の納付が免除される期間	失業等のあった月の前月から翌々年６月まで ※　先着等申請ができる期間 ・過去期間……申請書が受理された月から２年１か月前（すでに保険料が納付済の月を除く）まで。 ・保全期間……翌年６月（１月～６月に申請した方は、その年の６月）まで。 ただし、１枚の申請書で申請できるのは、７月から翌年の６月までの１２か月間となりますので、必要に応じて年度ごとに申請書を提出してください。

② 新型コロナウイルス感染症の影響により納付が困難な方

臨時特例措置として本人申告の所得見込額を用いた簡易な手続きにより、国民年金保険料免除申請が可能となりました。

対象となる方	以下のいずれにも該当する方 ○新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少 令和２年２月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響により業務が失われた等により収入が減少したこと。 ○所得が相当程度まで下がった場合 令和２年２月以降の所得の状況からみて、所得見込額（※１）が、国民年金保険料免除基準相当（※２）（※３）になることが見込まれる方 ※１　令和２年２月以降の任意の月における所得額を１２か月分に換算し、見込みの経費等を控除し算出します。 ※２　所得見込額が全額免除基準相当（例：単身世帯の場合は６７万円以下）や一般免除基準相当に該当する場合に、それぞれの基準に該当する免除が適用になります。 ※３　免除等の判定においては、世帯主及び配偶者（納付猶予は配偶者のみ）も審査の対象となります。また、申請者本人のほか、世帯主や配偶者が上記のいずれにも該当するときにも、この簡易な手続による申請ができます。
保険料の納付が免除される期間	令和元年度分として「令和２年２月分から令和２年６月分まで」 令和２年度分として「令和２年７月分から令和３年６月分まで」 ※　令和元年度分と令和２年度分の２年度分の申請を申請される場合は、同時に申請ができます。（申請書が２枚必要となります） なお、すでに令和元年度分を申請され承認を受けている方につきましては、令和２年度分のみを申請してください。

手続き方法は裏面へ➡

３．各拠点での取組事例等（４/１０）

○ 地域連携事業

･企業等における年金制度説明会

企業における年金制度説明会の様子

【具体的な取組事項】

●各組織における事務担当者や従業員等向け年金制度説明会
●年金委員（職域型･地域型）との連携による周知･啓発
●地域福祉関係団体との連携による周知･啓発
●市区町村広報誌を活用した周知･啓発
●社会保険労務士会との連携による周知･啓発

事務所	実施回数
甲　府	４　回（前年　８　回）
竜　王	８　回（前年　５　回）
大　月	３　回（前年　１　回）

退職後の年金手続ガイド

市町村向広報誌「かけはし」

３．各拠点での取組事例等（５/１０）

○ 地域相談事業

○県民の日における出張年金相談会の実施（県内全年金事務所合同）

令和元年１１月１６日（土）及び１７日（日）の２日間、県民の日記念行事に併せ、山梨県内３事務所合同による出張年金相談会を甲府市小瀬スポーツ公園にて開催しました。

元年度は２日間で合計６３名（前年４３名）の方に対する年金相談会を実施しました。

また、会場来訪者に年金制度リーフレットを２，０００部配布し、年金制度の周知を図りました。

県民の日記念行事会場における年金相談会の様子（小瀬スポーツ公園）

３．各拠点での取組事例等（６/１０）

○ 地域相談事業

出張相談を実施

山梨県内の各年金事務所では、市町村の協力を得て、年金事務所から遠距離にお住まいで、年金事務所のご利用が難しいお客様のために出張年金相談を定期的に開催しています。

また、平成２６年度から新設されました「年金の日」１１月３０日（いいみらい）においては、例年甲府駅南口にて往来者にリーフレットを配布していましたが、元年度は土曜日にあたりましたので、休日開庁日として年金相談窓口を実施しました。

事務所名	実施回数	相談者数
甲府	１２回	２１０人 前年１９５人
竜王	２４回	３３１人 前年２６１人
大月	１２回	７４人 前年１１２人
合計	４８回	６１５人 前年５６８人

遠隔地における出張年金相談を実施している市町村

【甲府年金事務所】・・・甲州市、山梨市
【竜王年金事務所】・・・北杜市、南部町
【大月年金事務所】・・・富士吉田市、富士河口湖町

令和元年度の相談者数は、前年比８％増の６１５人でした。（回数は同じです）

３．各拠点での取組事例等（７/１０）

○ 年金セミナー事業

・教育機関別、事務所別実施回数等内訳

～教育機関別内訳～

教育機関	実施校数
大学 短期大学	８　校（前年７校）
専門学校	７　校（前年５校）
高等学校	２３校（前年２５校）
特別支援学校	２　校（前年０校）
合計	４０　校（前年３７校）

～年金事務所別内訳～

事務所名	実施回数
甲府※	１５回（前年１２回）
竜王	１５回（前年１３回）
大月	１０回（前年１２回）
合計	４０回（前年３７回）

※甲府年金事務所では、コロナ感染症の影響を受けて
２校（専門学校）が開催中止となりました。

・各大学・高校における年金セミナー実施風景

甲斐清和高等学校

甲府工業高等学校

塩山高等学校

３．各拠点での取組事例等（８/１０）

○ 年金委員活動支援事業

・ 年金委員研修会の実施について

日本年金機構では毎年１１月を「ねんきん月間」と位置付けており、令和元年度も全国健康保険協会山梨支部と連携して県内の全年金事務所において年金委員、健康保険委員を対象とした研修会を実施しました。

３月には県内６か所で開催を予定していましたが、新型コロナウィルス感染症の影響を受けて中止となりました。

年金委員・健康保険委員合同研修会（１１月２１日）
（アピオ甲府にて）

「令和元年度　山梨県年金委員･健康保険委員表彰状伝達式及び研修会」会場
日本年金機構職員による研修会（１８４名ご出席）

―研修テーマ―

「年金生活者支援給付金の施行に向けた対応」

「インセンティブ（報奨金）制度の現状と課題」

３．各拠点での取組事例等（９/１０）

○ 年金委員活動支援事業

・年金委員表彰式の実施について

１１月２１日に開催した年金委員と健康保険委員の表彰状伝達式及び合同研修会において、事業功績のあった年金委員を表彰（厚生労働大臣表彰、「日本年金機構理事長表彰、日本年金機構理事表彰）しました。

令和元年度年金委員表彰･山梨県内の受賞者

厚生労働大臣表彰	１名
日本年金機構理事長表彰	２名
日本年金機構理事表彰	４名

年金委員に対する表彰式
（アピオ甲府にて）

・地域型年金委員意見交換会の実施について

９月１２日に令和元年度山梨県地域型年金委員意見交換会を開催し、各委員より貴重な意見を頂戴いたしました。

･新しい制度などは啓蒙を兼ねて、チラシの配布を常態化してほしい。
→令和2年6月より日本年金機構本部より全国年金委員へ一律な情報提供（チラシ等送付）が始まりました。

３．各拠点での取組事例等（１０/１０）

○ 地域年金事業運営調整会議

令和元年度　第６回山梨県地域年金事業運営調整会議

日時　　令和元年６月２０日（木）
**　　１３　　３０～１５　　３０**
会場　　KK甲府 ニュー芙蓉

○主な議事

- **山梨県地域年金事業運営調整会議の運営について**
- **平成３０年度山梨県地域年金展開事業実施報告について**
- **令和元年度山梨県地域年金展開事業の事業計画等について**

４．コロナ禍における地域年金展開事業の取組

○　令和２年度上期においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面による事業や会議・研修等を原則中止としています。

○　現在においても、新型コロナウイルス感染症の新規感染者数が増え続けている状況で、今後の見通しは不透明です。

○　今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、日本社会やライフスタイルが非接触型のビジネス環境に移行してきており、地域年金展開事業においても、そうした社会の変化に適応することが求められています。

○　このような状況下で令和２年度上期においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して非対面型の取組を行い始めたところです。現時点での取組例は少数ながら、以下のような取組が実施されています。

事業名	コロナ禍における活動例
地域連携事業	**年金制度説明会の実施** ・関係機関からの要請により、感染予防対策を講じた上で年金制度について説明した。
年金セミナー事業	**（１）年金セミナーのアプローチ** ・山梨県教育庁へ表敬訪問を行い年金セミナーについて説明し開催依頼を行った。 ・山梨県県立高等学校・特別支援学校校長会において、年金セミナーについて説明し開催依頼を行った。 ・上記「校長会」において「年金セミナー（アンケート）」を依頼してアプローチを実施して下期の実施に向けた調整を行った。（２６校３２回開催予定） **（２）年金セミナーの実施** ・教育機関のWEB会議ツールを利用して、生徒向けに年金セミナーを実施した。（１校で実施）
年金委員活動支援事業	**地域型年金委員向け情報提供誌の発行** ・対面での活動は制限されていることから、地域型年金委員に対して、令和２年４月及び７月に情報提供誌を発行した。

５．前回の会議で出た意見及び課題への対応

日付	事業名	意見･提案事項	対応状況	備考
６月２０日 第７回 運営調整会議	年金セミナー	学校への教育機関における年金セミナーが昨年よりちょっと減少している状況にあるため、前年度開催したところは確実に開催するよう勧めて頂きたい。	１　地域年金推進委員に協力をいただきながら、教育機関へ訪問して年金セミナー開催に向けたアプローチを実施しました。 ２　山梨県教育庁へ訪問し年金セミナー説明、開催依頼及び周知等広報活動を行いました。 ３　山梨県高等学校･特別支援学校校長会へ赴き、年金セミナー説明と開催依頼を行いました。 ※　上記依頼により前年より若干ではございますが開催回数は増えております。残念ながら、コロナ感染症の影響を受けて令和２年３月に開催を予定していた３校については中止となっています。	
６月２０日 第７回 運営調整会議	年金セミナー	他県では、特別支援学校関係で保護者も一緒に参加しての開催が行われ保護者の方から大変好評であったと聞いています。学生ばかりではなく、保護者等に対してのセミナーも進めたらいかがでしょうか。	１　令和２年１月に特別支援学校向け年金セミナー開催依頼を郵送にて行いました。結果、２校実施することが出来ました。 ２　しかしながら、特別支援学校向け年金セミナーは、年金制度説明から障害年金請求手続きに至り、講師にも一定のスキルが求められます。また、保護者会において日程調整される等の兼ね合いから、十分に実施できていない場合も多くあります。 ３　このため、早期のアプローチと年金セミナー講師のスキルアップを図る必要があり、若手職員のプレゼンテーションスキルの向上等を目的とした研修に取り組んでいます。	

６．令和２年度下期の事業計画（案）（１/４）

【取組方針】

○　令和２年度上期においては、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、対面による事業や会議・研修等を原則中止としています。下期においても、原則上期と同様の取扱いとなります。

○　今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を契機として、日本社会やライフスタイルが非接触型のビジネス環境に移行してきており、地域年金展開事業においても、そうした社会の変化に適応することが求められています。

○　このような状況下で令和２年度下期においては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しつつ、より非対面型の実施数拡大につながるよう、取り組むこととします。

事業名	取組み内容	具体的な活動
地域連携事業	自治会、事業所、ハローワーク等の関係機関、関係団体等と連携し、非対面型の年金制度説明の実施数拡大を目指します。	**年金制度説明会の実施** ⇒年金事務所管内の事業所を対象として、職域型年金委員に、事業所内で新入社員も含めた制度説明会の開催への協力を依頼します。 ⇒開催に当たっては、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮して、相手先のWEB会議ツール等を活用した非対面型の年金制度説明会の実施につながるよう取り組みます。
地域相談事業	感染症対策を十分に講じた上で、遠隔地等における出張年金相談会の実施を検討します。	**遠隔地等における出張年金相談** ⇒年金事務所の遠方地域や社会福祉施設等については、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、出張年金相談を実施するよう検討します。

６．令和２年度下期の事業計画（案）（２/４）

事業名	取組み内容	具体的な活動
年金セミナー事業	（１）非対面型年金セミナー※の実施数拡大を目指します。 　実施にあたっては、地域年金推進員を活用した効果的なアプローチと併せ、保護者や教職員を対象とした年金セミナーを積極的に実施します。 ※WEB会議ツールを活用した講義形式など講師と受講生が対面しない方式を指します。	**高校、大学、短大、専門学校等における年金セミナーの実施** ⇒高校、大学、短大及び専門学校等にて年金セミナーを開催します。 ⇒教育機関のWEB会議ツール等を活用した非対面型の年金セミナーを積極的に推進します。 ⇒また、日本年金機構本部にて一般的な年金セミナー動画を作成し、それを教育機関等に送付し、視聴していただく形式での年金セミナーも開催します。 ＜アプローチ実施＞ ・ 昨年度、年金セミナーを実施した学校は、今年度又は来年度においても実施することが可能となるよう開催に向けた依頼を行います。 ＜開催実績の無い学校に対する取組策＞ ・ 地域年金推進員（学校との連絡・調整や生徒へのプレゼン能力に長けた教職員ＯＢの方等）を活用したアプローチを実施します。
	（２）コロナ禍においても地域年金推進員が効果的に活動できるよう、年金事務所における情報提供等の支援を行っていきます。	**地域年金推進員への活動支援** ⇒管理年金事務所・都道府県代表年金事務所にて、活動状況の把握のため、定期的に推進員と連絡を行い、活動のフォローアップします。 ⇒地域年金推進員がコロナ禍でも効果的に活動できるよう、感染症対策を講じた上で、連絡会等の実施を検討します。

６．令和２年度下期の事業計画（案）（３/４）

事業名	取組み内容	具体的な活動
年金委員活動支援事業	（１）年金委員年間配布物予定表（年間カレンダー）に基づき、年金委員に定期的、継続的な支援活動を実施します。	**①職域型年金委員への情報提供** ⇒令和2年度より、コロナ禍における年金委員活動支援事業について、機構本部からのサポートにより全国の年金委員へ情報提供が行われています。 令和2年6月及び令和2年11月（予定） ⇒新たに職域型年金委員となった方が円滑に活動することが可能となるよう、委嘱時に「職域型年金委員活動の手引き」を配布します。 **②地域型年金委員向け情報提供誌の発行** ⇒引き続き、地域型年金委員が円滑に活動することができるよう、年金に関する情報や地域型年金委員に協力をお願いしたい内容等を定期的にお知らせする情報提供誌を発行することとします。 ⇒発行予定月　　令和２年１０月､令和３ 年１月 **③表彰状伝達式の開催** ⇒顕著な功績が認められる年金委員を推薦し、表彰状伝達式を開催します。 令和２年度開催予定　１１月１９日（木）
	（２）年金委員制度を広く周知し委嘱拡大に関する取り組みを実施する。	**退職時に後任者推薦の協力を要請** ⇒現任の事業所従業員の退職や人事異動によって、職域型年金委員が大きく減少することのないよう、引き続き退任される職域型年金委員に対して、後任者推薦について協力を要請します。

６．令和２年度下期の事業計画（案）（４/４）

事業名	取組み内容	具体的な活動
地域年金事業運営調整会議の開催	今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、書面開催により会議を実施します。 書面にて地域年金展開事業の事業計画に係る今後の取組方針や実施結果を報告し、効果的かつ効率的な事業運営を行うため地域の有識者より意見･助言をうかがいます。	**会議でいただいた意見を取り込んで事業を実施** ⇒今後とも地域年金事業運営調整会議を定期的に開催し、地域年金展開事業の事業計画に係る取組方針や実施結果などを報告し、効果的かつ効率的な事業運営のための意見･助言をうかがいます。 ⇒会議でいただいた意見を踏まえ、当該年度の事業運営を実施します。
全国年金委員研修の開催	今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて従来形式による開催が困難なことから、テレビ会議システムを使用して管轄の年金事務所において受講する形式で開催します。	**令和２年１１月２７日（金）開催予定** ⇒本部より年金制度改正や日本年金機構の事業に関する説明を受けた後に意見交換会を実施して意見･助言をうかがいます。 ⇒会議でいただいた意見を踏まえ、当該年度の年金委員活動の支援を実施します。